

令和4年度 第1回 豊川市地域福祉計画推進委員会 会議録

日 時：令和4年6月22日（水）午後3時30分から

場 所：豊川市役所 本31会議室

出席者：川島 ゆり子（学識経験者（日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授））

太田 善堯（豊川市連区長会）

西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

美馬 ゆきえ（豊川市老人クラブ連合会）

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

鈴木 康宏（豊川市小中学校長会）

中村 由香（豊川市社会福祉施設協会）

平野 一彦（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

豊田 恵子（特定非営利活動法人与よかわ子育てネット）

権田 茂（地域福祉活動推進委員会）

工藤 明人（認定特定非営利活動法人東三河後見センター）

都築 裕之（公募による市民）

山本 由美子（愛知県豊川保健所）

鈴木 敏彰（豊川市社会福祉事務所）

木和田 聡哉（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：鈴木 充（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

事務局：小島 基（豊川市福祉部次長）

吉田 信（豊川市福祉部福祉課長）

中尾 成利（豊川市福祉部福祉課主幹）

森岡 俊仁（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

加藤 慎太郎（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

柚原 尚美（豊川市福祉部福祉課福祉総務係長）

岡 敏（豊川市福祉部介護高齢課課長補佐）

多比良 幸憲（豊川市福祉部介護高齢課課長補佐）

山崎 敏幸（豊川市社会福祉協議会事務局次長兼総務課長）

小林 弘行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長）

小川 友和（豊川市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

長畑 健一郎（豊川市社会福祉協議会地域支援課長）

拓植 仁美（豊川市社会福祉協議会障害福祉課長）

相馬 有作（豊川市社会福祉協議会地域福祉課主任）

鈴木 楓（ジャパンインターナショナル総合研究所）

熊谷 碧（ジャパンインターナショナル総合研究所）

次 第

- 1 委嘱状の交付
- 2 推進委員自己紹介
- 3 委員長及び副委員長の選出について
- 4 議 題
 - (1) 第3次豊川市地域福祉計画の進捗評価について
 - (2) 第4次豊川市地域福祉計画策定におけるアンケート調査結果について
 - ①市民アンケート調査の結果報告
 - ②活動者アンケート調査の結果報告
 - (3) 第4次豊川市地域福祉計画の策定方針について
- 6 連絡事項

(事務局)

会議に先立ちまして、資料の確認をします。

(資料確認)

1 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第1回豊川市域福祉計画推進委員会を開催いたします。

私は福祉課長の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。本日の会議には傍聴を希望される方がお見えになっています。会議の内容において傍聴は差し支えないため、今回の会議は公開とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

本来であれば、議事進行は委員長が行うこととなりますが、昨年度の任期満了後、第1回目の委員会であるため、委員長が選出されておりません。委員長が選出されるまでの間、私が進行させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、委員の過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、始めに、本年度より委員をお引き受けいただいた方もお見えになりますので、本計画の概要について、簡単に説明をさせていただきます。

本計画の法的根拠ですが、社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項や、地域における福祉課題に対して取り組むべき事項を示した総合的な計画となっています。

お手元の「第3次豊川市地域福祉計画」概要版をご覧ください。

表紙にあります「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなでつくる支えあいのまち～」は、計画の基本理念になります。

計画期間は、平成30年度から本年度までの5年間です。

続いて、概要版を開いていただき、左側上部ですが、「地域福祉計画」は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために必要な、地域のつながりや助け合いを強めていくために、どのようなしくみをつくり進めていくのか、それを計画的に取り組むために策定されたものです。

ふれあい、支えあいのある地域社会をつくっていくためには、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政がお互いに力を合わせ、左下の図のように、「自助」「共助」「公助」の3つの視点を組み合わせていくことが重要になります。

次に、右側には、基本理念に対する4つの基本目標の記載となります。

基本目標1は「みんなでふれあい学ぶ 絆と交流の場づくり ～知りましょう～」です。

地域でのあいさつや声掛け、行事への参加などで、交流を深め、地域に住む人を、まず「知りましょう」。地域での活動や行事に参加することで、絆が深まります。地区や家庭、学校などのつながりを深め、気軽に立ち寄れる場や交流の機会の多いまちにしていきたいと思います。

次に基本目標2は「みんなで創る 助け合い 支えあいのしくみ ～参加しましょう～」です。

地域では、町内会の活動や行事、「見守り活動」や「ふれあいサロン活動」などの地域福祉活動が行われています。お互いを気に掛けることが、身近な場所での見守りや支えあいにつながります。また、市内ではさまざまなボランティア活動が行われています。地域の活動に参加しやすいしくみや活動する人を支えるしくみづくりを進め、多くの方が関わっていくことで、福祉のすそ野を広げていきます。

続いて基本目標3は「みんなで支える 各種福祉サービスの推進 ～活用しましょう～」です。

自助や共助では解決できないこともあり、必要な方に福祉サービスなどの情報が届くような工夫や身近な相談窓口で気軽に相談ができること、必要なサービスの利用につながるようなしくみづくりが必要です。

次の基本目標4は「みんなで進める 人にやさしいまちづくり ～広げましょう～」です。

地域で安心、安全に暮らしていけることは、とても大切なことです。皆が安心して出かけられるまち、防犯・防災に強い、住みやすいまちづくりを進めていきたいと思います。

続きまして、概要版を左右に広げていただきますと、地域福祉の取り組みとして、市民、ボランティア・市民活動団体、社会福祉協議会、行政などが力を合わせて、地域福祉を推進していきましょう、とあり、各基本目標に対する具体的な方針や取り組みがまとめてあります。

次に、概要版を綴じていただき、裏面には「地域の取り組み まちづくりのテーマ」が掲載されています。

この計画を策定する際、市内34地区の地域福祉懇談会において、自分たちが暮らす地域の「良いところ」や「課題」について意見を出していただき、これから住みやすいまちにするためにはどのようなことに取り組んで行けばよいのか、自分たちが暮らすまちの理想像を考えていただいたものが、この「まちづくりのテーマ」です。

次に、本日の地域福祉計画推進委員会についてですが、お手元にある豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱をご覧ください。要綱第2条の規定にありますとおり、本計画の進捗管理と評価、取り組みに対するご意見や、次期計画の策定に関する提言をいただくことを目的としています。

以上で説明を終わります。

2 委嘱状の交付

(事務局)

それでは、次第に沿いまして会を進めさせていただきます。

まず、次第1「委嘱状の交付」です。

委嘱状につきましては、直接お渡しするのが本来ですが、時間の都合もあり、事前にお手元に配布しています。ご確認をお願いいたします。

3 推進委員自己紹介

(事務局)

次に、次第2「委員自己紹介」ですが、本日が第1回目の委員会ですので、委員の皆様にご自己紹介をいただきます。名簿をご覧ください。なお、今回第4次計画を策定するにあたりまして、成年後見制度の視点についてもご審議をいただきたく新たに認定特定活動非営利法人東三河後見センターの工藤様にもご参加いただいていることを申し添えさせていただきます。

それでは、川島委員から一言ずつお願いします。

(委員 自己紹介)

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(市・社協 自己紹介)

(事務局)

なお、第4次計画策定にあたり、委託先の選定について検討しましたが、入札による金額だけを見るのではなく、地域福祉全体に関する知識、計画策定の実績や実施体制、本市の現状を踏まえ、次世代の担い手の育成等を含めた提案等から選定できるよう広く募集をかけて行う、公募型プロポーザル方式により実施いたしました。この方式による申し込み者の中から、総合的に判断し、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を選定いたしました。

本年度の委員会におきましては、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の担当者も同席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

4 委員長及び副委員長の選出について

(事務局)

続きまして、次第3「委員長及び副委員長の選定」に移ります。

お手元の豊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱をご覧ください。委員会設置要綱第5条に、「委員会に委員長及び副委員長を置く。また、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出すること。」となっています。どなたか意見はございますか。

(委員)

名簿を見ていると皆様適任かと思いますが、事務局に考えがあればお聞かせください。

(事務局)

ただ今、「事務局に考えがあれば」とのご意見がありました。事務局としては、委員長には、地域福祉政策に精通しており、昨年度まで委員長として委員会を取りまとめてくださいました、日本福祉大学の川島ゆり子委員。副委員長には、地域福祉活動に精通しているという観点から、引き続き、地域福祉活動者の代表としまして、豊川市ボランティア連絡協議会の野村公樹委員が適任かと考えますが、いかがでしょうか。

(委員賛成の拍手)

(事務局)

ありがとうございます。

異議がないようですので、委員長を川島委員、副委員長を野村委員にお願いいたします。早速ですが、委員長、副委員長はそれぞれの席にお願いします。

(委員長、副委員長 着席)

(事務局)

それでは、代表して川島委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

ただ今委員長を拝命しました日本福祉大学の川島でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。第3次計画の間にコロナという状況になり、本当に地域福祉は大変な状況になりました。地域のつながりもなかなか難しい状況が続いておりますし、コロナ禍の中、暮らしづらさを感じていらっしゃる方が多くおられると思います。第4次計画では、そういったことも踏まえて地域の方が安心して暮らせる豊川市を皆様と一緒に作りあげていきたいと思っておりますのでご協力お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、推進委員会設置要綱第6条第2項により、委員長が会議の議長となりますので、以降の会議の進行につきましては、川島委員長、よろしくをお願いいたします。

5 議題

(1) 第3次豊川市地域福祉計画の進捗評価について

(議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。次第4「議題」に移ります。

本日は、議題の内容からあまり時間的な余裕がないと思われまますので、会議が円滑に進行するよう、ご協力をお願いいたします。

まず、「(1) 第3次豊川市地域福祉計画の進捗評価について」事務局より、説明をお願いい

たします。

(事務局)

それでは 昨年度の委員会で先延ばしとさせていただきます、令和2年度の進捗評価で、行政の取り組みについて、報告させていただきます。事前にお送りした資料1-1になります。

最初に、資料11ページの一番下の通番88につきまして、評価に誤りがありましたので、本日お配りした「資料1-1差し替え」という資料に差し替えをお願いいたします。評価につきましては、1つ上の通番87の介護高齢課の評価と同じ内容となります。

それでは、令和2年度の行政の取り組みですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対面型の講座や会議などを始めとして、多くの取り組みが中止や縮小を余儀なくされるという状況でした。

まず、資料の、表の右側2列が、各課において実施した評価と、その評価とした理由になります。評価は、「A：事業の目標を上回り達成した。」「B：事業の目標通り達成した。」「C：事業の目標を下回った。」「D：事業を維持できなかった。」の4段階での評価となります。行政においては117の取り組みがありますが、評価の内訳としましては、Aが「12」、Bが「89」、Cが「16」、Dが「0」となっております。

A評価をしているものとしましては、資料8ページの通番51や54の取り組みで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために会議や研修、講演会などを中止するのではなく、そのような中でも、今後も実施していけるようにビデオ会議システムの活用を進めて実施することができたためというものや、14ページの、一番上の通番107の取り組みで、令和2年4月開館の防災センターを活用し、施設の見学などを通じて、防災に関する正しい知識の普及と啓発を図ることができたためというものなどがありました。

逆に、目標を下回ったとしてC評価としているものでは、16件中9件が、声かけをするあいさつ運動、手渡しによるチラシ配布のような不特定多数に接触するような事業や、講座、研修などの人を集めて実施するような事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止や縮小をしたためというものでした。

その他の理由としましては、9ページの通番66や14ページの通番116の取り組みで、ホームページの掲載情報を最新の状況にできていなかったというものや、9ページの通番63の取り組みで、生活に困っている人のコロナ禍での早期発見のしくみや早期支援に課題が残ったためとして、目標を下回ったと評価しています。行政の取り組みについては以上です。

それでは、資料1-2をご覧ください。

令和2年度においては、市の事業と同様に本会の各種取り組みも新型コロナウイルスの影響を受け、計画どおりの実施は困難な状況でした。

資料1-2には4つの基本目標、13の基本方針、28の施策、再掲を含む97の取り組みについて記載してあります。97の取り組みをA、B、C、D段階で評価した結果、Aが5、Bが73、Cが11、Dが8との結果になりました。

5つの項目でAと評価したのは、1ページの施策②助け合い意識の醸成・啓発項目にある『「社協だより」や社協ホームページ、SNS、各種イベントを通じて、地域福祉に関する

意識を啓発します。』との計画記載内容に対して、本会ではチラシやホームページや、既に導入していたFacebookに加え、新たにLINEを導入するなど、コロナ禍において情報発信を改善することで、計画目標を上回る効果を上げたためAと評価しました。

続いて、73の項目でBと評価しましたことについて説明させていただきます。評価の指標については、コロナ禍で影響を受けたことを考慮しつつ、概ね目標通り事業を達成できたと判断できる項目につきBと評価させていただきました。

4ページをご覧ください。基本方針1「地域における見守り活動の推進」については、コロナ禍で希薄になる恐れがあった住民の相互の関わりについては、地域福祉活動を推進する専門職である10名のコミュニティソーシャルワーカーが創意工夫し、コロナ禍だからこそ見守り活動が一層重要になる取り組みであることを、コミュニティソーシャルワーカー自ら地域に足を運んで住民に伝えるなどして、見守り活動の支援を続けたため、目標通り達成したと評価しました。

7ページをご覧ください。裏面8ページに続く基本方針1「相談支援機能の充実について」も、コミュニティソーシャルワーカーが所属する地域包括支援センターをはじめ、障害者基幹相談支援センターや成年後見支援センターなどの部署が、他の専門機関と連携するなどして、相談支援機能の充実に努めたため、目標通り事業を達成したと評価しました。

Cと評価した11の項目については、国や愛知県の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の影響を受けて、事業の一部のみ実施し項目について評価しました。

最後に、Dと評価した8つの項目については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受け、事業実施方法の改善を検討するも止むを得ず事業のほとんどを実施できなかった項目について評価させていただきました。

令和2年度の本会事業の取り組みに関する進捗評価の説明は以上です。

(議長)

ただいま、事務局から説明がありましたが「第3次豊川市地域福祉計画の進捗評価について」委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思います。コロナ禍の中でも工夫をされて、できないところもなんとか頑張っていたということが伝わってきました。進捗評価につきまして、委員の皆様から、第3次を評価してどこに力を入れていけばよいのか第4次につなげることができるようなご質問やご意見をいただきたいと思います。

(委員)

資料1-1について意見、質問を述べさせていただきます。今年度いただいた資料と昨年度いただいた資料を比較すると、昨年度はA、Bという評価で、今年度はA、B、C、Dと4つの評価になっています。これは、次計画につづく構えの中に指標を策定するのが検討課題であると文言も入っています。こういったことを考慮して昨年度と今年度の進捗状況の評価が変わっているのでしょうか。

(議長)

ありがとうございます。

まず、A、BからA、B、C、Dになったのはなぜかということと、これが進捗の評価を作成することとどう関わっているかというご質問をいただきましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

評価を分けたのは、取組がどれくらいの達成、どこに当てはまるのかということで細かくしました。指標について、今後、第4次計画で指標をどのように設定していくかは、第3次計画とは別で指標を設定してそれをもとに取組んでいくのか評価をしていくのかはこれから委員会の中で設定、検討していただければと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

約13課の課が連動してやっている市の事業として、とても重きをおいている事業だと私は推察しています。そのため、通番17の具体的な取組についても、私の知る限りでは3年続いています。どれについてもできるだけ指標を設けて評価してください。例えば、町内会の加入率は約80%だったが、現在は約70%に減っているということはこういった指標を設けて評価するのか。町内会加入者数についても何%まで達したら、そこに特別力を入れなくても日常的な啓発活動で良いのではないかとそういった選定をしないかと思いません。一体いつまで町内会の加入率を上げることになりますか。もうずっとやっているでしょう。少なくとも、私が町内会に関わり始めて4年はずっとやっています。そのため、指標を設けて、重層的に重点的に行う、そういった方向を考えていくのが良いのではという意見です。

特に117のうちで介護高齢課、福祉課が合わせて60近くあります。子育て、市民協働を合わせると80%近くなります。4課の担当者が協議して、労力とお金をかけているので何かそういった取組がわかると良いと思います。

(議長)

ありがとうございます。

指標作成について、具体的にこういった手順で、誰がやるか、こういったプロセスでやるか説明をお願いいたします。

(事務局)

第4次計画をつくるにあたり、第3次計画までの指標または評価の仕方につきまして、これで良いのかという疑問は持っています。具体的に客観的な数値がもてる項目についてはある程度、誰がみてもわかる指標に置き換えるべきだと考えています。今後、第4次計画を策定するにあたり、委員の皆様方にもご意見をいただきながらこのあと具体的にお話しをさせていただくところはあるかと思っております。ご意見やアドバイスがありましたら参考にさせていただきながら第

4次計画の指標を事務局でも検討させていただきます。

(議長)

そのほかご意見いかがでしょうか。

(委員)

客観的な評価がわかる進捗評価ができると良いと思いました。資料 11 頁の基本方針 3-4 「権利擁護の推進」の「成年後見制度等の充実」通番 88 は、「事業の目標を下回った」で社会福祉協議会の人材が不足している等の問題があったのですが、市が評価するものと社協が評価しているものでかけ離れている部分があると思っています。次の議論になるかもしれませんが、市民アンケートの自由記述を見ると、「相談支援の場所がわからない」等そういった状況にもかかわらず「できている」という評価になっていることに疑問を持ちます。今後、相違がないように直すことが大事だと思います。

(議長)

ありがとうございます。今の意見は非常に大事なところだと思います。評価というのは、評価資料をつくれれば良いというものではなく、誰が評価をするかが重要な視点だと思います。行政が出している評価は自分で自分を評価する内部評価になります。それが社協や地域住民から見たらまた違ったような評価になります。委員がおっしゃったように、ずれがあることは、私は悪いことではなく、むしろなぜずれているのかを見ないと地域福祉として進んでいかないと思います。指標をつくるということを委員会だけに投げられても困ります。庁内でも調整していただきたいし、行政と社協の間でも指標設定をどうするか話し合っていたきたい。そこでたたき台を出して委員のところでしっかり考えるようにしていただかないと、ここで一からつくるのは時間的にも無理です。そういった意味でも、評価指標をつくるプロセスは、ある程度次の委員会を出していただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。いま、議長が言われた通りだと思いますので、なるべくわかりやすい目に入りやすいかたちで第4次計画を進めていきます。またご相談をさせていただきながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

評価の中でいくつかAがついたものがあります。ICT、オンライン、SNS等のITツールを活用したものが目標を上回る結果を得られています。高齢者の分野でやっている実感としてもコロナでオンラインが大活躍しました。必然的に迫られてオンラインをやってきましたが、コロナ禍が収まったとしてもなくなるとは考えづらく、進んでいく一方なのではと思っています。第4次計画では、計画的にICTツールの活用を進めると良いと現場として感じています。

(事務局)

行政全般で言えることですが、ICT化の取組を始めたところです。様々なセクションの中でどのような取組ができるか検討し、進めているところです。福祉課としてどのようにICTを活用していただけるかを考えていきたいと思っています。

(議長)

第3次、4次計画と金太郎飴のように出すということではありません。時代は動いており、状況も変わっています。変わっている状況に合わせて自分たちも変わっていかなければいけません。アフターコロナの中でどういった地域福祉をしていくかご検討ください。

(委員)

先ほどの指標を内部だけでというようなご意見がありましたので、もし可能ならば17人の委員から小委員会をつくっていただきたいと思います。10人以上の委員会はかたちだけでまともな意見が出るといったことはあまりありません。3つか4つの小委員会に分けてやっていただくと良いと思います。例えば成年後見センターだと成年後見制度に対して多くの意見がありそうですので、より良いものができるのではないかと思います。

今回は事前に意見を集約するというシステムがなかったため、資料を見て褒めたいところは多くありましたが、指摘だけさせていただきます。子育て支援課の通番46、50、59は「適切な窓口対応を行う」ということだけ書いて事足りると考えるのはいかがなものかと思います。そのため、第4次計画ではもう少し力を入れていただきたいと思っています。

また、通番75の福祉課では進捗評価の理由で、「作成に要する労力が国が定める報酬に見合わず成果が見られないため」となっています。市の進捗評価通番84では「「成年後見支援センター」の相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、制度の周知、相談支援の充実を図る。また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に対し補助金を交付し支援する。」とあります。この評価はBとなっています。市がここはやるのだと、ここは進めるのだと、国の報酬では見合わず成果が見られないというのではなく、力を入れると言って進めてもらえたら良かったと思います。第4次ではそのようにお願いできたらと思います。

(議長)

ただ今冒頭の話しにあったように、17人の委員の力は大きいと思います。この場で資料をすべてチェックしてすべて意見を言うのは難しいので、事前に資料をいただいて、評価の中で気になるところについて意見をいただきたい、次の指標づくりに役立てていきたいと思っています。作業部会や委員会の仕組みを活かすような工夫も考えていただければと思います。細かい指標については、意見を集約する工夫をお願いいたします。

では、次計画策定にかかるアンケート調査結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 第4次豊川市地域福祉計画におけるアンケート調査結果について

(事務局)

議題2の(2)第4次豊川市地域福祉計画策定におけるアンケート調査結果について説明いたします。お手元に事前送付させていただきました資料2「豊川市地域福祉に関する市民アンケート・調査結果報告書・概要版」をご用意ください。この調査は、実施概要のとおり令和3年11月1日を基準日として市内18歳以上の一般市民2,000人を無作為抽出で郵送し、809人の回答があり、回収率40.5%となりました。今回の調査では、新たな設問を加えており、「成年後見制度に関する意識」、「重層的支援体制の整備に向けた相談窓口」、「災害時の支援」、「新型コロナウイルス感染症の影響」に関わる設問を増やして実施しています。時間が限られておりますので、主な項目の調査結果を報告させていただきます。

まず、15ページの「成年後見制度についての認知度」についてです。若い世代ほど認知度が低く、全体からみても、成年後見制度について「わからない」、相談窓口についても「知らない」という方が多くいることが読み取れます。まずは、制度について知ってもらい、どこに相談すればよいのかということを広く周知する必要があることがうかがえます。

次に、21ページの「災害時における助け合い」についてです。8ページの「地域での支え合いや地域に対する関心」の回答で、「災害時の助け合い」への関心が高く、地域での支え合い活動として重要な部分と考えられていることが読み取れます。特に70代以上の63.7%の方は、「災害時の支援が必要」と回答しており、また、支援が不要な人でも57.2%の方は、「支援が必要な人に対する支援ができる」との回答がありました。避難行動要支援者支援制度のような制度を広く知ってもらい、支援できる人が、支援が必要な人に対して、支援できる体制を整える必要があると考えられます。

次に、25ページの「新型コロナウイルス感染症の影響による地域とのコミュニケーションや生活の変化」についてです。60代、70代の方が「以前と比較して機会が大きく減少した」と回答しています。60代、70代の方には、以前のような活動が維持・継続ができるような取組みを考える必要があります。

次に、26ページの「これからの地域福祉」についてです。「相談しやすい相談窓口」についての問いですが、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」「土日祝日や夜間など、都合のよい時間に相談ができる」の回答が多くありました。専門の窓口がわからなくても、一つの相談窓口で相談でき、その方の希望に沿って、最適な相談窓口と協力できるような体制を整える必要があると考えられます。また、都合のよい時間に、地域の身近な場所で相談ができるような体制も必要であると考えられます。

最後に、27ページの「地域福祉を推進する上での行政と住民との関係」についてです。ここからは、約7割の方が「自助・共助の意識を持っている」ことが読み取れます。行政と住民がともに協力しあい、ともに取り組むために、今後、双方がどのような形で協力ができるのか、明確にしていく必要があると考えられます。

以上、主な項目の調査結果を報告させていただきました。本日は、資料当日2として、「統計からみる豊川市の現状」を用意いたしましたので、参考にご覧ください。

市民アンケート調査結果報告は以上です。

続きまして、地域福祉活動に関するアンケート調査結果についてご説明いたします。

お手元に配布しております報告書1ページをご覧ください。調査実施の概要です。

第4次豊川市地域福祉計画と一体で「第5次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市内に居住する地域福祉活動を実践する民生委員児童委員や福祉委員、ボランティア団体代表者に対して、702人に配付し、529人の回答がありました。回答率は75.4%（H28 60.2%）となっています。

少し戻りまして、「目次」をご覧ください。調査結果の設問は、問39まであります。地域福祉活動者としてお聞きした対象は「民生委員児童委員」「福祉委員」「ボランティア活動者」で、各設問の対象者は設問の末に枠で囲み表示しています。設問内容は、活動状況に関することに加えて「新型コロナウイルス感染拡大の影響」に関することや「災害時の助け合い」、「これからの地域福祉について」などをお聞きしました。また、問12から問19については「成年後見制度利用促進基本計画」の参考として質問しました。

おもな項目の調査結果を報告させていただきます。

報告書P15の問10-②活動の負担感についてであります。平成28年度調査と比較すると「感じている」の割合が増加しています。活動者別では、「民生委員児童委員」が最も多く、次に「福祉委員」と続いています。これは、仕事を持ちながら活動する人や65歳以降も働く人が増加しているという現状から担い手不足が考えられます。

報告書P38の新型コロナウイルス感染拡大の影響を尋ねる設問で問33安心して活動できるようになるためには、何が必要ですか、の問に対して、ワクチン接種や社会全体の雰囲気が必要という意見が多くみられますが、自主的に「活動内容や会場の見直し」を行うという意見が15.5%でした。室内の運動やZOOMなどを使った交流など活動内容の参考となる方法を社協が積極的に情報提供していくことが地域の活発な活動に繋がると考えられます。

報告書P44のこれからの地域福祉について尋ねた設問で、問38ふれあいサロン活動についてどのような活動にしていけばよいと思われるか、という問いに対し、「参加する方にも役割を持って意欲的に参加できるような活動になるとよい」が23.3%で割合として少なく感じます。その状況を少しでも高めるため、例えば参加者主体で運営するサロンを先進的なモデル地区として指定していくなどが考えられます。

報告書P55の自由意見の6「ボランティア」の上の民生委員児童委員の意見をご覧ください。「子どもから高齢者まで誰でも気軽に集える居場所づくりができると良いと思う」とあります。今は人のことにあまりにも関心が無すぎなため、子どもたちと一緒にごはんを作り、お年寄りが子どもに躰をする。そういった居場所が必要であると訴えておられるご意見です。子ども食堂立ち上げに関わっていくなど社協全体で何ができるか考え、これからの地域共生社会を意識した取り組みを検討していきます。以上で、活動者アンケート報告を終わります。

(議長)

ただ今の事務局からご報告がありました、アンケートの結果について、第4次計画の策定にあたって重要な部分がたくさんありました。

皆さんのご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

民生委員、児童委員についての活動を知らないというアンケート結果と、知っているという結果がほぼ半分となっています。一方、ボランティアの方々の意見で民生委員、児童委員の方は、やりがいを感じているという人が80%以上となっています。この差は为什么呢。民生委員はずっと昔から地域にいます。私の町内の民生委員も月に何回か集まって自発的な活動をしています。ところが、市民に対するアンケート調査報告結果をみると、全く違う結果になっています。何十年前前から地域にいるわけですから、今さら民生委員の活動内容を啓発活動で知らせるという問題ではないと思います。市の当局としては、この結果をどう受け止めていますか。

(議長)

民生委員の方々の認知度が低いということについて、事務局の方ご意見がありましたらお願いいたします。

(事務局)

民生委員児童委員協議会の事務局をさせていただいております。私共は、日頃から民生委員の方と接していますので、市民の方が感じている以上に民生委員の活動内容等は承知をしています。ご指摘の通り、市民の方の認知度としては半分くらいです。それについては、地域の付き合いが薄くなっている状況から、民生委員の方が関わっているケースは多くあるのですが、私の感覚ですが、民生委員の活動の様子が一般の方には見えていないのかと思いますし、アンケートの数字(結果)はそういうことかなと思います。実際には、地域のいろいろな相談にも乗っていただいている現状も目にしているのです。周知をしていく活動はどうかというご意見もありましたが、周知も様々なところでしていくことが必要かとも思っています。

(委員)

例えば、民生委員には5月にある防災大会がありますが、その際、地区別に災害時要支援者の避難行動がありますよね。市に要支援が必要だと申告しますよね。そこで市で一覧表をつくって町内会と民生委員に配布しますが、その後はどうなっていますか。私の町内でいうと民生委員が4人います。私の時は30人くらい要支援を申し込んでいました。その4人で、例えば地震とかの災害が起きても実際には対応できません。日頃は、民生委員がひと月1回くらい回って一軒一軒安否確認等はできます。しかし、現実には災害が起きた場合、Aという民生委員が8軒の支援を必要とする人には回れません。その手当てはしていますか。そこがどうなっているか、そういうところまで現実的に行き届いていると、私はそれぞれの同じ組の人は気に掛けることができる。そのあたりはどうなっていますか。

(事務局)

ありがとうございます。民生委員の活躍は非常にありがたく、大きな力になっています。お力をいただいていますし、ご活躍されています。今、お話をいただきました避難行動要支援者個別

避難計画につきましては、今年度からモデル地区をつくりながら、動きはじめたところです。令和7年度までに支援が必要とされる方、例えば重度の障害をお持ちの方、高度の要支援の方、高齢の方も含め支援が必要なレベルが高い方について取組を始めたところです。この計画をつくるにあたっては、民生委員だけではなんともならない状況は、私どもも理解しています。では、どうすれば支援が必要とされる方を誰も残さずに避難ができるかと考えた時に、避難行動の計画をこれで行っていきわけですが、支援を必要としている方はケースバイケースですので、一人ひとり計画に基づいてどなたが支援をしていただけるのかということを生委員のお力を借りしながら、例えば、隣にお住まいの方もしくは近所にいる親戚の方等、こういった方が支援できるか等、一人ひとりケースにあてはめながら計画をつくっていく予定です。その計画の中で民生委員のお力を借りながら進めていこうと思っています。現在はモデル地区ということで進めています。令和7年度を目標に要支援者のレベルの高い方を対象として、まずは計画をつくっていかうと進めています。

(議長)

避難行動要支援者のことについて深く話していただきましたが、もう少し大きな話だと思えます。要は、地域の中で福祉のことを知る人があまりいない、関心をもつ人が少ないというところが一番課題です。地域の方々が福祉に関心を持っていない現状を生委員の立場からどう考えていますか。

(委員)

関心を持っていないとは思いますが、1つには情報を得にくいということがあります。また、自分達は地元にいるので大体情報をつかんではいりますが、そのことをどこまで言っているのかというのがあり、試行錯誤中です。全国の民生委員が苦勞しており、試行錯誤しているところです。「障害がある」「生活困窮者である」という情報を、なぜ民生委員が知っているのかと怒られることもあります。困っている人がいるという情報は、もう少し地域には開いても良いのではないかと、それは難しいのかといったことは我々もジレンマがあります。

(議長)

民生委員の方の認知度が低い原因の1つは、個人情報の保護が義務化されてるところだと思います。もちろん地域の中で困っていることはあちこちに話すわけにはいきませんが、民生委員の方が抱え込んでしまうという現状もあります。地域の中で何か困りごとがある時に、うまく法律の制度としても後押ししながらみんなで話し合える場をどうつくっていくかが重要だと思います。この後、重層支援の話も出てきますが、支援会議をどうつくっていくか、民生委員の方が個人情報を一人で抱え込むことがないように、地域福祉計画の中でしっかりと書き込んでいかなければならないことだと思います。

(委員)

第4次豊川市地域福祉計画の中に、成年後見制度の利用促進に関わる趣旨の計画が入ってくる

ということでアンケートの中で思ったことをお話しさせていただきます。基本計画の成年後見制度についても広報啓発が重要だという柱があります。アンケートを見ると、「知らない」、「分からない」といった回答がある中で、柱の1つには、広報啓発が入ってくると良いのではと感じました。成年後見制度の実態や実務的な部分が理解が進まないことがあるので、伝わる内容が必要になるという感想を持ちました。

1つ質問ですが、社協のアンケート調査 20 頁問 14 に「あるといった方に伺います。どちらの相談機関を紹介していますか。」というところで、「家庭裁判所」から「知らない」まで選択肢がありますが、「無回答」から7番目の「成年後見支援センター」というのは、豊川市の成年後見支援センター以外の成年後見支援センターという意味なのか、どういったところか教えていただきたいです。

(事務局)

これは、豊川市の方の成年後見支援センターになります。

(委員)

人間その立場にならないと、関心は持たないと思います。若い人に福祉だといってもあまり関心は増しません。若い人は子育てに関係する関わりで主任児童委員とか、お年寄り介護、高齢化、成年後見制度等です。アンケートを 18 歳以上で無作為にやられたとありますが、当然若い人に民生委員のことを聞かれても低いのは当然だと思います。それぞれの年代が困っていることや関心のあることを取り上げて、それに対する回答を集めるという考えが必要じゃないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。委員の意見もとても大切な視点だと思います。地域福祉計画は何かとみんなみんなと言いがちですが、みんなに通じる大きな武器があるわけでもなく、それぞれの人たちにそれぞれ響くもの、伝わりやすいツールがあり、生活で感じる困りごととも違うわけです。総括するとみんなになりますが、一人ひとりの暮らしをきちんと支える地域福祉でないといけないと思います。

私から1つお聞きしたいことがあります。アンケートを地域福祉計画の第4次計画にどう具体的に生かしていくのかご説明をお願いいたします。

(事務局)

この市民アンケートの分析をしつつ事業に結び付けていくのは当たり前のことですが、今お話をいただいた内容、アンケートから分かる課題をどうクリアするかというところを第4次計画に反映させていただきたいと思っています。また、委員会でご相談させていただきかたちにしていきたいと思っています。

(議長)

現状把握のためのアンケートをしているわけですから、ただただやって終わりではないと思いますので、ここから豊川市の課題は何かというところを抽出していただいて、次期計画の柱だて、重点ポイントにして生かしていただければと思います。

それでは、続きまして、「第4次豊川市地域福祉計画の策定方針」について事務局からご説明をお願いいたします。

(3) 第4次豊川市地域福祉計画の策定方針について

(事務局)

議題(3)第4次豊川市地域福祉計画の策定方針について、説明いたします。

資料3「第4次豊川市地域福祉計画・策定方針(案)」をご用意ください。

まず、計画策定の背景と目的ですが、1ページ目のとおり、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間としています。令和2年に改正された社会福祉法にあわせて、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な福祉サービス提供体制の整備を推進し、地域共生社会の実現を目指す」ことを目的として策定してまいります。

次に、裏面の「3 計画の位置付け」をご覧ください。「豊川市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく、市町村地域福祉計画として基本的な方向を定めます。また、社会福祉協議会が策定する「豊川市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく、地域福祉推進に関わる具体的な活動の計画として定めてまいります。豊川市では、この「豊川市地域福祉計画」と「豊川市地域福祉活動計画」を一体的に策定していきます。

なお、第4次計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、第14条に基づき策定する、「成年後見制度利用促進基本計画」を含めて定めていく方針です。

次のページをご覧ください。(3)関連計画との整合ですが、こちらの図のとおり、第6次豊川市総合計画と整合を図り、福祉分野の上位計画として位置付けてまいります。

「4 策定の体制」については、記載されているとおり、地域福祉懇談会、地域福祉計画推進検討部会や作業部会など経て、施策及び計画案の検討を行ってまいります。裏面の上段に、体制についてのイメージが記載してありますので、ご確認ください。

続いて、「5 その他の検討事項」ですが、現段階でのご意見がありましたら、お伺いできればと思います。

まず、(1)の重点事業の設定につきましては、第3次計画で61ページから掲載されております「本計画の重点ポイント」になります。コピーを資料当日1の2枚目に添付しています。

第3次計画では、5年間という期間の中で計画を推進していくにあたり、資料当日1の1枚目にあります28ある施策について、特にどのような点を意識して各施策に取り組んでいくのかということを、重点ポイントとして3つ挙げています。

「継承することを基本として検討」としてはありますが、内容をそのまま継承するということではなく、第4次計画の推進を考えた場合に、特にどのような点に意識して各施策に取り組んでいくべきであるのかということを、第3次計画と同じように重点ポイントとして挙げてはどうかという提案として、検討事項に挙げさせていただきました。

計画への掲載自体の必要性や、掲載する場合の内容について、ご意見がありましたらお願い

いたします。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、ご意見等がありましたらお願いします。

(委員)

3頁4の福祉関係団体ヒアリング調査、青少年ヒアリング調査というのはすでに終わっているのでしょうか。

(事務局)

現在はヒアリングをさせていただいているところです。すでにお聞きしたところもありますし、これからお聞きするところもあります。現在実施中となります。

(委員)

私が県社協の役職をいくつかやっていた時は、こういったヒアリングは委員が行っていました。17人も委員がいますので2人ずつくらいで1箇所か2箇所、委員にご出席を頼むとだいぶ効果が違うと思います。事務局だけで聞き取りをするのではなくお願いできればと思います。

(議長)

委員会の位置づけに対しての問いかけでした。4回委員会がありますが、行政の説明を聞いて意見を言って終わりではなく、計画をつくるために集まっているメンバーという意味で委員会の役割や計画策定に関わっていく上での位置づけについてももう少し説明をいただけますか。具体的に今後委員会が役割を担うことがありますか。

(事務局)

本年度の委員会自体は4回になります。かなりタイトな日程の中で進行するので、委員会だけではなくその間にもご意見を頂戴したり等はさせていただきたいと思っています。

(委員)

違います。それではダメだと言っているんです。全員並べて「お願いします」や、みんなに手紙を出して「ご意見をください」だと誰も何も言いません。そうではなく、「あなたはここの担当です」と2人だけで担当すると真剣に考えてその時間に良い意見を言うようになります。今日何も言わない人もいい意見をお持ちだと思います。その意見を糾合しないと本当の地域福祉計画になりません。全員引き連れてはいけないので、お忙しい方もいらっしゃると思いますが、1、2回小委員会を開く、ヒアリングをすると全然変わります。「全員にお聞きする機会」というのは全く無意味です。

(事務局)

少し相談する時間をいただけたらと思います。この場で判断がつきにくい部分もありますので、大変申し訳ありませんが宿題にさせていただきたいと思います。

(議長)

またどのようになったのかフィードバックをお願いします。

私も確認させていただきたいことがあるのですが、策定体制の図のところの地域福祉計画推進委員会はこの場ですよね。この下の検討部会、作業部会というのはどなたが入りますか。

(事務局)

検討部会は行政で、作業部会は社協でやっています。

(議長)

ということは、委員は検討部会、作業部会には入らないのですね。

(事務局)

そうです。

(議長)

そのことについてご検討いただければと思います。他の市町村の策定委員会に入らせていただいた時に作業部会に委員として入ったことがあります。作業部会あるいは検討部会の中で委員の意見を反映できる仕組みを考えていただきたいです。年4回のうち、後の2回は案を整理することになると思うので、実際の案をつくるのはあと1回しかないです。そのことを考え、作業部会、検討部会などのあり方をご検討いただきたいです。

(委員)

私が知らないので失礼なことを申し上げるかもしれませんが。福祉計画は、高齢者の項目が多いです。そこにおける、高齢者ができるだけ健康であることを願うような活動を福祉計画の中に入れるということは不自然でしょうか。もし、不自然でないようなら、健康づくりを入れてほしいと思います。

(事務局)

保健センターで健康づくり計画に取り組んでいます。その中で、高齢者だけに特化したものではないですが、市民それぞれの年代においてどのような健康づくりが必要かを定めた計画が別部署で取組んでいます。具体的な計画になると保健センターのほうになります。ただ、福祉に絡むような全般的な計画の中で健康の側面が必要に迫られるようなことがあれば第4次への掲載も必要だと考えます。明確にお答えはできませんが、事務局で考え、文言として入るのかどうか一度考えさせていただきます。

(議長)

では、「活動計画の策定」についてご説明をお願いします。

(事務局)

5 その他の検討事項、(2) 地域における活動計画の策定について、説明いたします。

参考として、当日資料1の3頁の第5章地域の取り組みをお開き下さい。

地域における活動計画については、第3次地域福祉計画の策定方針を継承して、第4次地域福祉計画においても、章立てして記載させていただきたいと思っております。

具体的には、「地域の取り組み」について、豊川市内全10中学校区、35地区で地域福祉懇談会を開催し、地域住民とともに検討した内容を掲載して参りたいと考えております。

なお、第3次地域福祉計画では「5年後のまちの姿」「今後の方向性」と記載していた項目については、抽象的な表現が多くみられたため、より地域住民が理解し、行動に移しやすくすることを目指して「〇〇づくりに向けた具体的な取り組み」とあらためます。

策定後、地域ごとの取り組みの進捗状況についても、地域福祉懇談会を適宜開催して、地域住民とともに確認していきたいと思っております。

(議長)

とても丁寧に地域懇談会を実施していることを改めて学ばせていただきました。何かご意見はございますか。

(委員)

社協の地域活動計画と市の地域活動を一体的につくるということで、計画の体系と位置づけのところで成年後見制度利用促進基本計画が入っていますが、利用促進基本計画をどのように位置付け、どのように考えておられますか。おそらく4番目の権利擁護の推進にかかってくるのかなと思いますが、基本計画として章分けするのかどうか教えていただきたいです。

(事務局)

成年後見制度利用促進基本計画につきましては、権利擁護のところで記載をしていくことを検討しています。実際には次回以降お示ししていく予定です。

(委員)

重層的支援体制整備事業と関係してくると思いますが、権利擁護支援というのは地域福祉計画の中でも、大枠に入れ込むより、章立てにしたほうがいいのではないかと感じています。

(議長)

地域福祉計画の性格上、上位計画といわれていますが、上位計画とは一体なんだというところがあります。まとめる計画をただまとめるだけならばいらぬという意見もあります。実際に中身がないと計画を立てる意味がありません。各計画との関連性をお示しいただきますようお願い

いたします。

時間がおしているので「重層的支援体制整備事業の検討」について説明をお願いします。

(事務局)

まず、「重層的支援体制整備事業」について説明させていただきます。

第3次地域福祉計画の中でも「地域共生社会」につきましては触れられていますが、「重層的支援体制整備事業」とは、地域共生社会の実現を図るための事業として、市町村が、各分野の既存の支援事業などの取り組みを活かし、連携させることで、8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図ることを目的として、令和3年度から国が新たに創設した事業です。

本日の資料は、国の資料の中から抜粋して追加でお配りしておりますが、細かく説明するとかなりの時間を要してしまいますので、豊川市の状況についてお話をさせていただきます。

豊川市では令和5年度からの事業実施を目指しまして、令和3年から移行準備を進めております。市内の地域包括支援センター（高齢者相談センター）等に、配置した10人のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー、CSWでございますが、市民や地域からの分野を問わない相談の受け止め役となり、福祉課と協働して関係する相談支援機関等へつなぎ、連携して支援を行うことで「多機関協働による包括的支援」と「相談支援機関間等の連携」の体制づくりを進めています。

令和5年度以降に本格的に実施していくこととなりますが、「この事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けることが目的でなく、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくる」という事業の基本理念や、移行準備期間での検証結果、さらに、市民アンケート結果も参考にさせていただき、本市の令和5年度の支援提供体制を決定していく予定でございます。

こちらの事業は、行政側だけの話ではなく、法律で守秘義務が守られて、地域の方々、関連する方々にも参加していただき、心配のある方を地域としてどのように対応していくのかということを検討する会議が開催することができます。深く地域の福祉と関わっているもので、事業を実施する中で、実施計画を策定してまいります。高齢者・障害者・児童など、連携が必要な各事業の個別計画と横断的に調整、整合性を図る必要ありますので、上位計画である地域福祉計画に事業の概要、方針などを示していきたいと考えております。

以上でございます。

(議長)

この仕組みを地域福祉計画の中に書き込まなければいけないと法律でも定められています。事業計画と地域福祉計画はイコールではないので内容を入れ込みながらも豊川市の地域づくりというところをしっかりと計画していきたいと思っております。

(事務局)

先ほどの策定方針の説明の中にありましたが、成年後見制度利用促進計画についてご説明させ

ていただきます。

計画策定の趣旨と背景は、平成 28 年に施行された成年後見制度利用促進法により成年後見制度の利用促進に関する法律について基本計画を定めることが市町村の努力義務となりました。市では、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する施策の総合的、計画的な促進を図るため、豊川市成年後見制度利用促進計画を策定していきます。この計画策定にあたり、今回策定する第 4 次地域福祉計画との連動性を図っていききたいと考えました。成年後見制度は権利擁護における重要な手段の 1 つとして、第 3 次地域福祉計画に施策として成年後見制度等の充実を唱っており、成年後見制度の利用促進を図ることで支援を必要とする方に包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を推進するため、第 4 次地域福祉計画に成年後見制度利用促進計画を含め、連動性を図っていききたいということで含めることにしました。説明は以上です。

(議長)

続いて「指標の設定」の説明をお願いします。

(事務局)

第 4 次計画において、地域福祉を推進していく中で、指標をどのように設定したらよいのかというところですが、何もないところから全て設定することも難しいと思われます。進捗評価の基準にもなると思いますので、関係部署とも協議しながら、各取り組みに対する指標（案）を作成して、今後の委員会で提案できればと思います。

(議長)

ただいまの事務局の説明についてご意見はいかがでしょうか。

(議長)

(5) 「SDGs への取り組み」についてお願いします。

(事務局)

資料当日 1 の 4 枚目をご覧ください。

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標となります。

第 4 次計画の推進にあたり、SDGs（持続可能な開発目標）と関連づけ、意識しながら持続可能なまちづくり、施策の展開を図っていくこととなります。第 4 次計画において、どの部分に、どれが該当するのか、計画を策定していく中で当てはめていくこととなりますので、今後の委員会で提案できればと思っております。

(議長)

次の委員会で多くのご報告や進捗状況等があると思います。課題を整理して事前に配布できるものは配布してください。当日に説明が長いと議論する時間が短くなってしまうため、議事進行

がスムーズになるようにお願いいたします。

6 閉会

(議長)

以上で本日の議題はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。最後に連絡事項があれば、事務局からお願いします。

(事務局)

先ほどの資料3のスケジュール予定にもありましたが、次回の委員会開催を8月から9月ごろに予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(委員長)

それでは、本日の委員会は終了したいと思います。

ありがとうございました。